

(株)水口スポーツセンター Well・Be は

厚生労働大臣認定 指定運動療法施設

の認可を受けています

●医師からの運動処方箋があれば、月会費が医療費控除の対象になります●



当施設は、厚生労働大臣より指定運動療法施設の認可を受けております。運動処方箋を発行された方が当施設を利用された場合、月会費が医療費とみなされ還付を受けることができます。適用対象者、適用条件等は下記の内容をご覧ください。

①控除の対象

実施される運動療法が次の条件を満たす場合、施設の利用料金(月会費)が控除の対象となります。(付帯設備の利用料金等は含まれない)

高血圧症、高脂血症、糖尿病、虚血性心疾患等の疾病で、医師の運動処方箋に基づいて行われるものであること。(医師からの運動処方箋が必要となります)

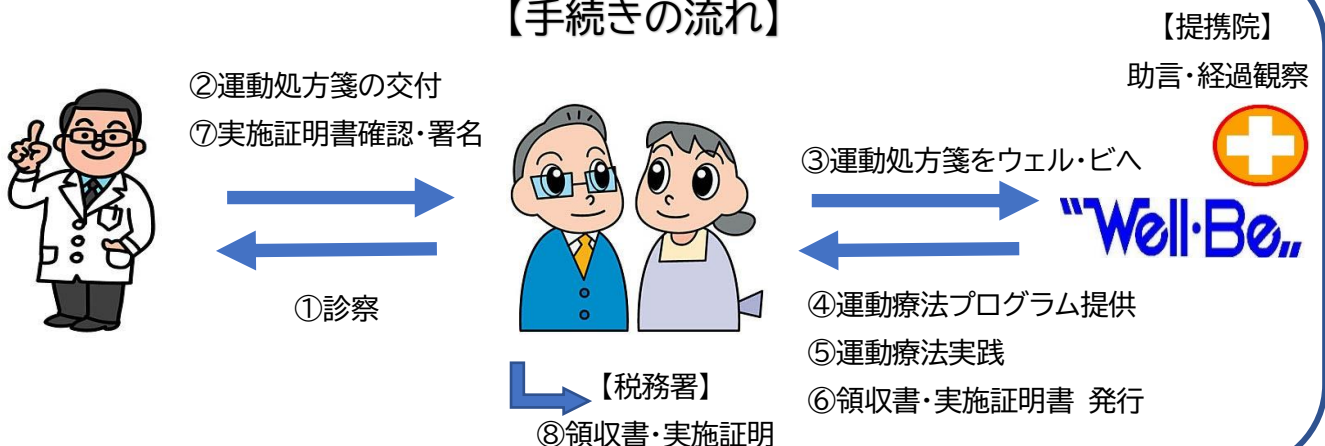
概ね週1回以上の頻度で、8週間以上の期間にわたって運動を行われている会員様。

②医療費控除の手続き

会員様は確定申告の際、税務署に、施設利用料金の領収書とあわせて、「運動療法実施証明書」を提出します。

運動療法実施証明書は、当施設が作成し、運動療法処方箋を発行した医師が内容を確認し、署名・捺印をします。

【手続きの流れ】



会員様(患者)⇒かかりつけの医師

①診察(4週間に1度経過観察が必要です)

かかりつけの医師⇒会員様(患者)

②運動処方箋の交付(要料金)

会員様(患者)⇒ウェル・ビ

③運動処方箋をウェル・ビへ持って行く

【 ウェル・ビ 】

④運動療法プログラムの提供

⑤運動療法の実践(概ね週1回以上の頻度で8週間以上)

⑥利用料金の領収書を発行・運動療法実施証明を発行

かかりつけの医師⇒会員様(患者)

⑦運動療法実施証明書の内容確認、署名・捺印

【 税務署 】

⑧確定申告の際、利用料金の領収書・運動実施証明書
を持って、手続きをする

Well・Be

(株)水口スポーツセンター Well・Be(ウェル・ビ)

滋賀県甲賀市水口町北内貴77 担当:岡田良太(オカダ リョウタ)

TEL 0748-63-1200 / FAX 0748-63-1288